

労働者災害補償保険

労働災害統計年報

平成10年度

労働省労働基準局

目 次

I 調 査 の 概 要

II 調査結果の概要

第1章 労災保険適用状況	3
第2章 労働災害の概況	3
1. 新規受給者の状況	3
(1) 業種別の状況	3
(2) 業種別、年千人率の状況	3
2. 平成10年度発生災害者の状況	4
(1) 業種別の状況	4
(2) 業種別、規模別の状況	4
(3) 業種別、性別、年齢階級別の状況	4
(4) 業種別、起因物別の状況	5
(5) 業種別、事故の型別の状況	5
(6) 業種別、傷病部位別の状況	5
(7) 業種別、傷病性質別の状況	5
(8) 傷病部位別、起因物別の状況	5
(9) 傷病部位別、事故の型別の状況	5
(10) 傷病部位別、傷病性質別の状況	5

III 平成9年度発生災害者（死亡）修正結果の概要

IV 統 計 表

1. 平成10年度発生災害者分	25
第1表-1 業種別、規模別災害者数〔死亡及び休業4日以上〕	26
第1表-2 業種別、規模別災害者数〔死亡〕	27
第1表-3 業種別、規模別災害者数〔休業4日以上〕	28
第1表-4 業種別、規模別災害者数〔障害〕	29
第2表-1 業種別、性別、年齢階級別災害者数〔死亡及び休業4日以上〕	30
第2表-2 業種別、性別、年齢階級別災害者数〔死亡〕	33
第2表-3 業種別、性別、年齢階級別災害者数〔休業4日以上〕	36
第2表-4 業種別、性別、年齢階級別災害者数〔障害〕	39
第3表-1 都道府県別、規模別災害者数〔死亡及び休業4日以上〕	42
第3表-2 都道府県別、規模別災害者数〔死亡〕	43
第3表-3 都道府県別、規模別災害者数〔休業4日以上〕	44
第3表-4 都道府県別、規模別災害者数〔障害〕	45
第4表-1 業種別、起因物別災害者数〔死亡及び休業4日以上〕	46
第4表-2 業種別、起因物別災害者数〔死亡〕	56
第4表-3 業種別、起因物別災害者数〔休業4日以上〕	66
第4表-4 業種別、起因物別災害者数〔障害〕	76

第5表-1	業種別、事故の型別災害者数〔死亡及び休業4日以上〕	86
第5表-2	業種別、事故の型別災害者数〔死亡〕	88
第5表-3	業種別、事故の型別災害者数〔休業4日以上〕	90
第5表-4	業種別、事故の型別災害者数〔障害〕	92
第6表-1	業種別、傷病部位別災害者数〔死亡及び休業4日以上〕	94
第6表-2	業種別、傷病部位別災害者数〔死亡〕	100
第6表-3	業種別、傷病部位別災害者数〔休業4日以上〕	106
第6表-4	業種別、傷病部位別災害者数〔障害〕	112
第7表-1	業種別、傷病性質別災害者数〔死亡及び休業4日以上〕	118
第7表-2	業種別、傷病性質別災害者数〔死亡〕	120
第7表-3	業種別、傷病性質別災害者数〔休業4日以上〕	122
第7表-4	業種別、傷病性質別災害者数〔障害〕	124
第8表-1	傷病部位別、起因物別災害者数〔死亡及び休業4日以上〕	126
第8表-2	傷病部位別、起因物別災害者数〔死亡〕	136
第8表-3	傷病部位別、起因物別災害者数〔休業4日以上〕	146
第8表-4	傷病部位別、起因物別災害者数〔障害〕	156
第9表-1	傷病部位別、事故の型別災害者数〔死亡及び休業4日以上〕	166
第9表-2	傷病部位別、事故の型別災害者数〔死亡〕	168
第9表-3	傷病部位別、事故の型別災害者数〔休業4日以上〕	170
第9表-4	傷病部位別、事故の型別災害者数〔障害〕	172
2.	平成9年度発生災害者（死亡）修正分	175
第10表	業種別、起因物別災害者数〔死亡〕	176
第11表	業種別、事故の型別災害者数〔死亡〕	186

付 録

別表1	起因物分類コード表	189
別表2	事故の型分類コード表	194
別表3	傷病部位コード表	197
別表4	傷病性質コード表	198

別表 1

起 因 物 分 類 コ ー ド 表

大分類	中分類	小 分 類	説 明	起 因 物 コ ー ド
1	11 原 動 機	原 動 機	電動機、発電機、蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関、水車等をいう。	111
	12 動力伝導機構	回 転 軸	回転軸に附属するカップリング、カラー、セットボルト、ねじ、キー等を含む。	121
		ベルト、プーリ	伝導用ロープ、チェーン等のほか、ベルト、プーリー等の附属品を含む。	122
		歯 車	歯車の附属品を含む。	123
		そ の 他	上記に分類されない、クラッチ、変速機等をいう。	129
	13 木材加工用機械	丸 の こ 盤	振子式丸のこ盤、トリマ、リップ等のほか、携帯用丸のこ盤を含む。 昇降盤および傾斜盤は一般に丸のこ盤に該当するが、災害発生の際、カッターを使用していた場合は139の「その他」に分類する。	131
		帯 の こ 盤	テーブル式のものを含む。	132
		か ん な 盤	手押かんな盤、自動かんな盤等をいう。携帯用のものを含む。	133
		そ の 他	上記に分類されない面取り盤、ルータ、木工フライス盤、ほぞ取り盤、木工旋盤、木工ボール盤、角のみ盤、チェーンソー、木工用サンダ、ベニヤ製造機械等をいう。	139
	14 建設用等機械	トラクタ系機械	作業装置部分が走行装置部分（台車）に対して旋回しない構造のもので、ブルドーザー、トラクタショベル等をいう。	141
		ショベル系機械	作業装置部分が走行装置部分に対して旋回できる構造のもので、パワーショベル、バックホー、クラムシエルードグライン等をいう。	142
		くい打機およびくい抜き機	移動式クレーンにくい打ち用およびくい抜き用アタッチメントを装置したものを含む。	143
		そ の 他	上記に分類されない締固め機械、せん孔機械、トンネル掘進機、コンクリート機械、舗装機械、道路維持除雪機械、ロッカーショベル等をいう。	149
	15 一般動力機械	旋 盤	普通旋盤、タレット旋盤、立旋盤、正面旋盤等をいう。木工旋盤を除く。	151
		ボ ー ル 盤	中ぐり盤等を含む。	152
		研 削 盤、バフ 盤	卓上（床上）用グラインダおよび可搬式グラインダを含む。木工サンダ等を除く。	153
		プレス機械、シャー	プレス機械とはクランクプレス、フリクションプレス、ナックルプレス、油圧プレス等をいう。 鍛造プレス、ハンマ、射出成形機等は除く。 シャーとは金属シャー、布または紙の断さい機等をいう。 スライサー、スリッタ等は除く。	154
		鍛 圧 ハ ン マ	エアハンマ、スチームハンマ、スプリングハンマ、ドロップハンマ等をいう。プレス機械は除く。	155
		遠 心 機 械	遠心分離機、遠心脱水機、遠心鋳造機等をいう。	156
		混 合 機、粉 碎 機	混合機とは、かきまぜ機、混和機、こねまぜ機等をいう。 粉碎機とは、ジョークラッシャ、円すい粉碎機、ロールクラッシャ、エッジランナー、ボールミル等をいう。	157
		ロ ー ル 機	金属用ロール機、練りロール機、カレンダーロール機、印刷ロール機、食品製造用ロール機等をいう。 巻取ロールおよび製紙用ドライヤ等を含む。	158
		そ の 他	上記131～158に分類されない工作機械、繊維機械、パルプ・紙製造機械、紙加工機械、印刷製本機械、食品機械、農業用機械、射出成形機、スライサ、スリッタ、ポンプ、ブローワー、ファン、包装荷造機械等をいう。	159
動力	機械			

大分類	中分類	小分類	説 明	起因物 コード
2 物 上 げ 装 置 運 搬 機 械	21 動 力 ク レ ン 等	ク レ ー ン	天井クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン、アンロータ、ケーブルクレーン、テルハ等をいう。	211
		移 動 式 ク レ ー ン	トラッククレーン、ホイールクレーン、クローラクレーン、鉄道クレーン、浮きクレーン等をいう。	212
		デ リ ッ ク	ジンボールを含む。	213
		エレベータ、リフト	エレベータ、建設用リフト、カーリフト、ダムウェータ等をいう。	214
		揚 貨 装 置	クレーンまたはデリックであって港湾荷役作業を行うため船舶に取り付けられたものをいう。	215
		ゴ ン ド ラ	ゴンドラ安全規則適用のものをいう。 ゴンドラには人力によるものも含む。	216
		機械集材装置、運材索道	ウインチ等であっても機械集材装置の一部として用いられているものは機械集材装置を含む。運材索道には重力式のものが含まれる。	217
	22 動 力 運 搬 機	そ の 他	上記に分類されないホイスト、モーターブロック、ウインチ等をいう。 ホイストであってクレーンの一部分として用いられているものはクレーンに分類する。 ウインチであって、デリック、機械集材装置等の一部分として用いられているものは、当該装置に分類する。	219
		ト ラ ッ ク	トレーラー、ローリー、ミキサ車等を含む。	221
		フ ォ ー ク リ フ ト	フォークリフトのフォークを他のアタッチメントに取りかえたものを含む。	222
		軌 道 装 置	事業場附帯の軌道装置をいう。	223
		コ ン ベ ア	ベルトコンベア、ローラコンベア、チェーンコンベア、スクリュウコンベア等をいう。	224
		そ の 他	上記に分類されないキャブスタン等をいう。	229
	23 乗 物	乗 用 車 、 バ ス	タクシーを含む。	231
		鉄 道 車 両	貨物列車を含む。	232
		そ の 他	上記に分類されないバイク、航空機、船舶等をいう。	239
3 そ の 他 の 装 置 等	31 圧 力 容 器	ボ イ ラ ー	蒸気ボイラー、温水ボイラー、熱媒を用いるボイラー等をいう。 〔事故の型との関係〕 ボイラー点火時の逆火および煙道ガス爆発の起因物はここに分類する。	311
		圧 力 容 器	加熱機、蒸煮器、反応器、蒸発器、スチームアキュムレータ、圧縮空気タンク等の圧力容器をいう。	312
		そ の 他	上記に分類されない酸素ポンプ、溶解アセチレン容器等をいう。 ガス溶接に使用されていないものはガス溶接装置に分類する。	319
	32 化 学 設 備	化 学 設 備	圧力容器に該当しない反応器、蒸留塔、抽出器、分離器、貯蔵タンク等をいう。	321
	33 溶 接 装 置	ガ ス 溶 接 装 置	アセチレンガス溶接装置、ガス集合溶接装置、その他のガス溶接装置をいう。 溶接、溶断に用いないガス集合装置は319の「その他」に分類する。	331
		ア ー ク 溶 接 装 置	裁覆アーク、溶接サブマージアーク溶接、炭酸ガスアーク、ミグ溶接、ティグ溶接等に用いる装置をいう。	332
		そ の 他	上記に分類されないテルミット溶接、エレクトロスラグ溶接、電子ビーム溶接、プラズマ溶接に用いる装置等をいう。	339
	34 炉 窯 等	炉 窯 等	炉とは、高炉、転炉、平炉、電弧炉、電熱炉、ルツボ炉、キューボラ等をいう。 窯とは、ロータリーキルン、トンネルキルン、電熱窯、ガス発生炉等をいう。 煮沸槽、煮窯、乾燥設備等を含む。	341

大分類	中分類	小分類	説 明	起因物 コード
	35 電 気 設 備	送 配 電 線 等	引込線、屋内配線、移動電線等最終電気使用設備に至るまでの電線類、支持用の塔、柱等を含む。	351
		電 力 設 備	変圧器、コンデンサー等のほか、開閉器類を含む。 〔参 考〕 開閉器操作のアーキによる傷害の場合の起因物はここに分類する	352
		そ の 他	上記に分類されない照明設備、ハンドランプその他の電気設備等をいう。 電孤炉、電熱炉、電熱窯は炉、窯等に分類する。	359
	39 人 力 機 械 工 具 等	人 力 ク レ ー ン 等	チェンブロック、手巻きウインチ、ジャッキ等をいう。	361
		人 力 運 搬 機	ねこ車、一輪車、自転車等をいう。	362
		人 力 機 械	上記の361、または362に分類されない手回しプレス、けとばしプレス、荷締機等をいう。	363
		手 工 具	ハンマ、スパナ、レンチ、スコップ、ツルハシ、手のこ、とび口等をいう。	364
	37 用 具	は し ご 等	はしご等の上で作業を行う場合のように作業面としてのはしご、きょうたつ、踏台等を含む。	371
		玉 掛 用 具	玉掛用ロープ、チェーン等をいう。	372
		そ の 他	上記に分類されないロープ、万力、パレット等をいう	379
	39 そ の 他 の 設 備 装 置	その他の装置、設備	上記311～379に分類されない冷凍設備、集じん装置槽等をいう。 ガスストーブ等什器を含む。 タワー、タンク、サイロ、ビン、ピット等は化学設備である場合を除き、仮設物、建築物、構築物等に分類する。	391
4 仮 設 物、 建 築 物、 構 築 物 等	41 仮 設 物、 建 築 物、 構 築 物 等	足 場	丸太足場、鋼管足場、わく組足場、うま足場、つり足場等をいう。 ゴンドラは、当該項目に分類する。	411
		支 保 工	型わく支保工、ずい道型わく支保工、土止め支保工、ずい道支保工等をいう。	412
		階 段、 さん 橋	はしごを含む。	413
		開 口 部	主として作業面としての分類である。	414
		屋根、はり、もや、けた、合掌		415
		作業床、歩み板		416
		通 路	主として作業面としての分類である。	417
		建 築 物、 構 築 物	建築物とは木造、鉄骨造、鉄筋鉄骨コンクリート造、組積造等の建築物（建築中、解体中も含む）、建造中の船舶等をいう。 構築物とは、えん堤、ずい道、橋梁、地下構築物、よう壁、タワー、サイロ、ビン、ピット、溝等をいう。	418
		そ の 他	上記に分類されないものをいう。	419
5 物 質、 材 料	51 危 険 物、 有 害 物 等	爆 発 性 の 物 等	労働安全衛生法施行令別表第1に示す、爆発性の物、発火性の物、酸化性の物およびこれらに準ずる物をいう。 煙火、ダイナマイト等の火薬類を含む。	511
		引 火 性 の 物	労働安全衛生法施行令別表第1に示す引火性の物およびこれに準ずる物をいう。 衛生的な災害の場合は有害物に分類する。	512
		可 燃 性 の ガ ス	労働安全衛生法施行令別表第1に示す可燃性のガスをいう。 衛生的な災害の場合は有害物に分類する。	513
		有 害 物		514
		放 射 線	電離放射線傷害防止規則に定める放射線をいう。	515
		そ の 他	上記に分類されないものをいう。	519

大分類	中分類	小 分 類	説 明	起因物 コード
	52 材 料	金 属 材 料 木 材 ・ 竹 材 石 、 砂 、 砂 利 そ の 他	板、棒、パイプ、型材、帯材、綿材、ボルト、ナット、 ねじ、釘、スクラップ等をいう。 溶融状態の金属を含む。 丸太、板、角材、合成材等をいう。 上記に分類されないガラス、陶磁器等をいう。	521 522 523 529
6 荷	61 荷	荷 姿 の も の 機 械 装 置	コンテナ、箱もの、袋もの、ドラム缶等特定の荷姿の ものをいう。 運搬のためたばねたものを含む。 特定の荷姿のものを除き、据え付け等のため運搬中の 機械装置等をいう。	611 612
7 環 境 等	71 環 境 等	地 山 、 岩 石 立 木 等 水 異 常 環 境 等 高 温 ・ 低 温 環 境 等 そ の 他	土砂崩壊、岩石の落下等によるものは、ここに分類す る。 伐倒木を含む。 海、川、池等のものをいう。 潜函病、潜水病、高山病等異常気圧による障害をおこ した環境その他酸素欠乏危険環境、騒音環境等をいう。 高温または低温の作業環境をいう。 上記に分類されない動物、植物、風雪等をいう。	711 712 713 714 715 719
9 そ の 他	91 そ の 起 因 物 の	そ の 他 の 起 因 物	上記のいずれにも分類されない病原菌、細菌等をいう。	911
	92 起 因 物 な し	起 因 物 な し		921
	99 分 不 類 能	分 類 不 能		999

(注) 起 因 物

1 定 義

起因物とは、災害をもたらすもととなった機械、装置もしくはその他の物または環境等をいう。

2 分類および分類コード

この分類は、次の8項目の大分類とし、分類の名称、コードおよび説明は上記のとおりとする。

動力機械

物上げ装置、運搬機械

その他の装置等

仮設物、建築物、構築物等

物質、材料

荷

環境等

その他

3 分類の方法

分類にあたっては、次の各号により正確なものを選択する。

- (1) 災害発生にあたっての主因であって、なんらかの不安全な状態が存在するものを選択する。

ただし、災害発生の主因が人のみにある場合には次の順により選択する。

イ 操作または取扱いをした物（墜落等の場合は作業面）

ロ 加害物

ハ 起因物なし

〔注〕起因物（災害をもたらすも[・]と[・]とな[・]った[・]も[・]の[・]）と加害物（災害をもたらした直接[・]の[・]も[・]の[・]）とは同一になる場合が多いが異なる場合もあることに留意のうえ選択する。

- (2) 特に説明で指示されている場合のほか、2種以上の起因物が競合している場合ならびに起因物を決める判断に迷う場合には、災害防止対策を考える立場で重要度できめるものとし、なお判定しがたい場合は、分類番号の大分類、中分類について若い番号を優先し、小分類においてもコードの数字が若いものを優先する。

- (3) 加害物が溶接装置の火災のように機械、装置等の通常運転時に発するものおよび被加工物のように機械、装置等の一部と一体となって動くもの等の場合は、特に説明に指示されている場合のほか、当該機械、装置等を選択する。

別表 2

事故の型分類コード表

分類 番号	分類項目	説明	事項の型 コード
1	墜落、転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。 乗っていた場所がくずれ、動揺して墜落した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。 車両系機械などとともに転落した場合を含む。 交通事故は除く。 感電して墜落した場合には感電に分類する。	01
2	転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまずきまたはすべりにより倒れた場合等をいう。 車両系機械などとともに転倒した場合を含む。 交通事故は除く。 感電して倒れた場合には感電に分類する。	02
3	激突	墜落、転落および転倒を除き、人が主体となって静止物または動いている物にあたった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。 車両系機械等とともに激突した場合を含む。 交通事故は除く。	03
4	飛来、落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。 研削といしの破裂、切断片、切削紡等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。容器等の破裂によるものは破裂に分類する。	04
5	崩壊、倒壊	堆積した物（はい等も含む）、足場、建築物等がくずれ落ちまたは倒壊して人にあたった場合をいう。 立てかけてあった物が倒れた場合、落磐、なだれ、地すべり等の場合を含む。	05
6	激突され	飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人にあたった場合をいう。 つり荷、動いている機械の部分などがあたった場合を含む。 交通事故は除く。	06
7	はさまれ、巻き込まれ	物にはさまれる状態および巻き込まれる状態でつぶされ、ねじられる等をいう。プレス金型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。 ひかれる場合を含む。 交通事故を除く。	07
8	切れ、こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合をいう。 刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。	08
9	踏み抜き	くぎ、金属片を踏み抜いた場合をいう。 床、スレート等を踏み抜いたものを含む。 踏み抜いた場合は墜落に分類する。	09
10	おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。	10
11	高温・低温の物との接触	高温または低温の物との接触をいう。 高温または低温の環境下にかく露された場合を含む。 〔高温の場合〕 火炎、アーク、溶融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。炉前作業の熱中症等高温環境下にかく露された場合を含む。 〔低温の場合〕 冷凍庫内等低温の環境下にかく露された場合を含む。	11
12	有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、CO中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にかく露された場合をいう。	12

分類番号	分類項目	説明	事項の型コード
13	感電	帯電帯にふれ、または放電により人が衝撃を受けた場合をいう。 〔起因物との関係〕 金属性カバー、金属材料を媒体として感電した場合の起因物は、これらに接触した当該設備、機械装置に分類する。	13
14	爆発	圧力の急激な発生または開放の結果として、爆音をともなう膨脹等が起こる場合をいう。 破裂を除く。 水蒸気爆発を含む。 容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 〔起因物との関係〕 容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器装置等に分類する。 容器、装置等から内容物が取り出されまたは漏えいした状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。	14
15	破裂	容器、または装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。 圧かいを含む。 研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来落下に分類する。 〔起因物との関係〕 起因物としてはボイラー、圧力容器、ポンプ、化学設備等がある。	15
16	火災	〔起因物との関係〕 危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。	16
17	交通事故（道路）	交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。	17
18	交通事故（その他）	交通事故のうち、船舶、航空機および公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。 公共輸送用の列車、電車等を除き、事業場構内における交通事故はそれぞれ該当項目に分類する。	18
19	動作の反動、無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因して、すじをちがえる、くじく、ぎっくり腰およびこれに類似した状態になる場合をいう。 バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は無理な動作等が関係したものであっても墜落、転倒等に分類する。	19
90	その他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。	90
99	分類不能	分類する判断に欠け、分類困難な場合をいう。	99

（注）事故の型

1 定義

事故の型とは、傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象をいう。

2 分類および分類コード

この分類は21項目の分類とし、分類の名称、コードおよび説明は上記のとおりとする。

〔注〕この分類には、おおよそ次の3グループが含まれている。

- (1) 物もしくは物質に接触した場合または有害環境下にばく露された場合
- (2) 爆発、破裂、火災または交通事故による場合
- (3) 動作の反動または無理な動作による場合

3 分類の方法

分類にあたっては、次の各号により適切なものを選択する。

- (1) 起因となる物または物質にどのように接触したかはばく露されたかを示すものを選択する。
- (2) 特掲事故（爆発、破裂、火災または交通事故）、有害物質等との接触または感電を最優先して選択し、その優先順は、爆発、破裂、有害物等との接触、感電、火災、交通事故の順とする。
- (3) 特に説明で指示されている場合のほか2種以上の事故の型が競合する場合ならびに事故の型をきめる判断に迷う場合には次の順により選択する。
 - イ 災害防止対策を考える立場での重要度による。
 - ロ 発端となった現象による。
 - ハ 分類番号の若い順による。

別表 3

傷病部位コード表

大分類	中 分 類	部 位 コード	大分類	中 分 類	部 位 コード
1 頭 部	頭蓋骨（頭蓋骨、脳及び頭皮を含む）	11	4 上 肢	上肢で部位不明のもの	49
	眼（眼窩及び頭皮を含む）	12			
	耳	13	5 下 肢	臀 部（しり）	51
	口（唇、歯及び舌を含む）	14		大 体（もも）	52
	鼻	15		ひ ざ	53
	顔（他に分類しない部分）	16		下 腿（すね）	54
	頭部中の複合部位	18		足 首	55
	頭部で部位不明のもの	19		足（足指のみのものを除く）	56
2 頸 部	頸 部（咽喉及び頸骨を含む）	21		足 指	57
			下肢中の複合部位	58	
3 胴 体	背 部（脊柱、隣接の筋肉を含む）	31	6 複合部位	下肢で部位不明のもの	59
	胸 部（肋骨、胸骨及び胸部の内臓を含む）	32		頭部と胴体、頭部と肢体	61
	腹 部（内臓を含む）	33		胴体と肢体	62
	骨盤部（腰部）	34		上肢と下肢	63
	胴体中の複合部位	38		その他の複合部位	68
	胴体で部位不明のもの	39		複合部位不明のもの	69
	4 上 肢	肩（鎖骨及び肩甲骨を含む）	41	7 一 般 的 傷 病	循環器系統
上 膊		42	呼吸器系統		72
ひ じ		43	消化器系統		73
前 膊		44	神経系統		74
手 首		45	その他の一般傷病		78
手（指のみのものを除く）		46	一般的傷病不明のもの		79
指		47	9 部位不明	傷病部位不明のもの	99
上肢中の複合部位		48			

- （注） 1. 同一の労働災害で二つ以上の部位を負傷し又は疾病にかかった場合は、その傷病の比較的重い方の部位により分類する。
2. 二つ以上の部位に受けた傷病の重さが同程度である場合は、複合部位に分類する（同一の大分類に属する部位の複合はその大分類中の複合部位とし、異なる大分類に属する部位の複合は、大分類「6 複合部位」に分類する）。
3. 特定の負傷によらず、身体の機能を害した場合は、大分類「7 一般的傷病」に分類する。
4. 特定の負傷により二次的に系統障害を起した場合は、特定の負傷を受けた部位により分類する。
5. 傷病性質コードが「06」から「93」までのものについては、傷病部位のコードを「99」と記入する。

別表 4

傷病性質コード表

大 分 類	分 類	項 目	コード
負 傷 (負傷を伴わない 事故を含む。)	骨 折		01
	切 断		02
	関節の傷害 (捻挫、亜脱臼及び転位を含む)		03
	打 撲 傷 (皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。)		04
	創 傷 (切創、裂創、刺創及び挫滅創を含む。)		05
	外傷性の脊髄損傷		06
	頭頸部外傷症候群 (いわゆる「むちうち症」。)		07
	火 傷 (光熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。)		08
	01から08までに掲げるもの以外の負傷又は負傷を伴わない事故 (感電、溺水、窒息等)		12
業務上の負傷に起因する疾病	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患		13
	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器等の疾患		14
	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア (横隔膜ヘルニア、腹壁瘢痕ヘルニア等) 等の胸腹部臓器の疾患		17
	負傷 (急激な力の作用による内部組織の損傷を含む。) による腰痛		18
	脊柱又は四肢の負傷による関節症等の非感染性疾患 (負傷による腰痛を除く。)		19
	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症		20
	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患		21
	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する災害性難聴等の耳の疾患		23
物理的因子による 疾病 (がんを除く。)	13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病		24
	有害光線による 疾病	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	25
		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	26
		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	27
		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	28
	電離放射線にさらされる業務による急激放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害		29
	異常気圧による 疾病	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	31
		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	32
	異常温度条件による 疾病	暑熱な場所における業務による熱中症	33
		光熱物体を取り扱う業務による熱傷	34
		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	35

大 分 類	分 類 項 目	コード
	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患 超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死 25から38までに掲げるもの以外の物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病（業務上の負傷に起因する疾病及び身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病を除く。）	36 38 39
身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内蔵脱（腰痛を除く。） 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛（負傷に起因する腰痛を除く） さく岩機、鋳打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害	40 41 42
	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による疾病	手指の痙攣又は書痙 43 手指、前腕等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症 44 「頸肩腕症候群」 45
	40から45に掲げるもの以外の身体に過度の負担のかかる作業態様に起因することの明らかな疾病	46
化学物質等による疾病（がんを除く。）	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）さらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	47
	合成樹脂の熱分解生成物による疾病 フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患 塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾病	48 49
	すず、鋳物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患 蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎気管支喘息等の呼吸器疾患 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患 落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患 空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症 47から54までに掲げるもの以外の化学物質にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	50 51 52 53 54 55
粉じんの吸入による疾病	粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又は、じん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1号各号に掲げる疾病	56

大 分 類	分 類 項 目	コード
細菌、ウィルス等の病原体による疾病	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	57
	動物もしくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はばら等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染病疾患	60
	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	61
	屋外における業務による恙虫病	62
	57から62までに掲げるもの以外の細菌、ウィルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	63
がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病	ベンジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	64
	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	65
	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	66
	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	68
	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	69
	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	70
	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	71
	ベンゼンにさらされる業務による白血病	72
	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	81
	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫及び甲状腺がん	82
	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	83
	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	84
	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	85
	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道がん	86
	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道がん	87
	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	90
	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	91
	64から91までに掲げるもの以外のがん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	92
その他業務に起因することの明らかな疾病		93

- (注) 1. 同一労働災害で異なる性質の疾病を数種受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上受けて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類する。
2. その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード（小さな番号）に分類する。
3. がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。
4. 原疾患に附随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。